

特別養護老人ホーム桃山園 入所指針

1 目的

この指針は、介護保険制度に基づき、特別養護老人ホーム桃山園（以下「本園」という。）の入所の基準及び手続（以下「入所基準等」という。）を明らかにし、本園の入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 入所対象者

(1) 入所の対象者は、次の①又は②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者

② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所の申込み

(1) 入所の申込み

入所の申込みは、別紙1「特別養護老人ホーム桃山園 入所申込書」に必要事項を記入し、別紙2「介護支援専門員意見書」及び「介護保険証の写し」を本園に提出することにより行うものとする。

(2) 施設の説明

本園は、入所申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

(3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

- (4) 要介護1又は要介護2の方からの入所申込み
 - ① 施設は、要介護1又は要介護2の認定を受けている入所申込者に対して、特例入所の内容について丁寧に説明し、申込者側に特例入所要件への該当に関する申込者側の考えを申込書等に記載してもらうこと。
 - ② 施設において、申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととし、要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。
 - ③ 施設は、特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うものとする。
- (5) 別紙2「介護支援専門員意見書」

介護支援専門員意見書は、原則として担当の介護支援専門員が記入するものとするが、医療機関や他の施設の入院（所）者等で介護支援専門員がいない場合は、医療機関のケースワーカーや入所している施設の生活相談員等による記入も認めるものとする。

4 入所判定委員会

施設は、入所決定に関する事務を処理するため、入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の構成

委員会は、法人医師、施設長、業務課長、生活相談員、介護士、看護職員、介護支援専門員及び法人評議員（理事以外）で構成する。
- (2) 運営

委員会は、施設長が招集し、原則として月1回以上開催する。
- (3) 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定するとともに、入所順位搭載名簿の整備、調整を行ない、これに基づいて入所の決定を行う。

なお、特例入所対象者を委員会の合議に付す場合は、必要に応じて保険者市町村に意見を求めることとする。
- (4) 議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、5年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーを配慮したうえでこれを提出するものとする。

5 守秘義務

施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

6 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任者や窓口を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行なわなければならない。

7 入所順位の評価基準

- (1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別紙「入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。

(2) 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

8 特別な理由による入所決定

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず施設の判断により入所を決定することができる。ただしこの場合、入所決定後、最初に開催する委員会においてその経過を報告し、議事録に記載する。

- (1) 市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合。
- (2) 災害や事件・事故、虐待等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所判定委員会を招集する余裕がない場合。
- (3) 在宅復帰又は長期入院した者について、再入所が必要と認められる場合。
- (4) その他、特段の緊急性が認められる場合。

9 その他

- (1) 本園は、この指針を踏まえ、地域の事情等を勘案して入所基準を定め、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 本園は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。
- (3) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることができるものとする。
- (4) 入所基準は公表することとする。
- (5) 本指針を改正する必要があるが生じた場合は、所要の見直しを行う。

10 適用時期

この指針は、平成27年8月1日に施行した入所指針を一部改正し、平成28年1月1日から適用する。

附則

平成29年8月1日一部改正

附則

平成31年4月1日一部改正

(別表) 入所申込者評価基準

1 介護の必要の程度 (最高点44点)

(1) 要介護3から要介護5の入所申込者

評価項目		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	44点	42点	40点	37点
	4	40	37	34	32
	3	35	32	29	26

(2) 特例入所対象者(要介護1又は要介護2の方)

評価項目		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	2	31	27	24	20
	1	26	22	18	15

2 在宅サービスの利用度 (最高点20点)

評価項目	20点	16点	12点	8点
在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満

3 主たる介護者・家族等の状況 (最高点36点)

評価項目	6点	4点	2点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	60歳未満	—
②介護者の障がい・疾病	介護は困難	多生は介護	介護は可能	なし
③介護者の就労	(各3点) 週5日以上 高齢で就労不能	(各2点) 3~4日勤務	(各1点) 1~2日勤務	(各0点) なし
	8時間以上 高齢で就労不能	4~8時間未満	4時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病気	常時育児看病	半日育児看病	臨時育児看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑥別居血縁者の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

*1 一人暮らしの高齢者は、上記にかかわらず①から⑤まで30点とする。

2 高齢者のみの世帯は、④について6点とする。

3 家族等による深刻な虐待が疑われる場合は、上記にかかわらず①から⑤までを30点とする。

【評価基準算定に当たっての留意事項】

1 「認知症等による不適応行動」

認知症や知的障がい・精神障がい等により、認定調査における行動に関連する項目において

- 夜間不眠や昼夜が逆転している
- 一人で外に出たがり目が離せない
- 火の始末や火元の管理ができない
- ろう便行為の不潔行為がある
- 異食行為がある

に関する項目で「ある」または「ときどきある」が一つ以上である場合で

「非常に多い」…………… 毎日ある場合

「やや多い」…………… 週に1～2回以上ある場合

「少しあり」…………… 週に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については、概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

3 「介護者の障がい・疾病」

「介護は困難」…………… 介護者が障がいや疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」…………… 介護者が障がいや疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…………… 介護者に障がいや疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

4 「他の同居介護補助者」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日以上

を目安として判断する。なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5 「別居血縁者の介護協力」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日以上

を目安として判断する。

*他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。なお、この場合における在宅サービス利用限度割合の判断は、入院(所)前の状況や現在の申込み者の心身の状況を勘案し、12点を限度に算定する。